

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 規則**
○福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則 四〇二
告示
○福島県議会定例会を招集する件 四〇三
○大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定により変更の届出があつた件 四〇三
○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件六件 四〇三
公告
○一般競争入札を行う件 四〇六
○肥料の検査の結果を公表する件 四〇六
○土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件 四〇六
○都市計画法により公聴会を開催する件 四〇九

規則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月二日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第五十号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県営上浅貝団地の項中「十五号室から十八号室まで」を「十六号室から十八号室まで」に、「二号室から六号室まで」を「三号室から六号室まで」に、「十三号室から十七号室まで」を「十四号室から十七号室まで」に、「十九号室、二十

二号室」を「十九号室、二十号室」を「二十号室」に、「一号室、二号室」を「二号室」に、「十四号室から十七号室まで、十九号室から二十三号室まで及び二十六号室から三十号室まで」を「十五号室から十七号室まで、十九号室、二十号室、二十三号室及び二十六号室から二十九号室まで」に、「十二号室から二十号室まで」を「十二号室、十四号室から二十号室まで」に、「七号室から九号室まで、十一号室から二十一号室まで、二十三号室、二十七号室」を「七号室、八号室、十一号室から十三号室まで、十五号室、十七号室、十九号室から二十一号室まで、二十三号室」に改め、「九号棟」の下に「二号室、三号室、五号室から八号室まで、十号室、十一号室、十五号室、十六号室及び十八号室から二十号室まで」を、「十号棟」の下に「一号室から三号室まで、六号室から十号室まで及び十四号室から十九号室まで」を加え、「八号室、十号室から十四号室まで」を「八号室、十号室から十五号室まで」に改め、「二号棟の一号室」の下に「二号室」を加え、「十一号室、十二号室」を「十一号室から十三号室まで」に、「二十号室、二十一号室、二十三号室、二十四号室」を「二十号室から二十四号室まで」に改め、「十号室から十四号室まで、十八号室、二十四号室及び二十五号室」を「一号室、三号室から九号室まで、十二号室から十四号室まで、十八号室、二十一号室、二十二号室、二十四号室、二十五号室及び三十号室」に改め、「八号室、十一号室」の下に「十三号室」を加え、「十号室、二十二号室、二十四号室から二十六号室まで、二十八号室及び二十九号室」を「九号室、十号室、十四号室、十六号室、十八号室、二十二号室及び二十四号室から二十九号室まで、九号棟の一号室、四号室、九号室、十二号室から十四号室まで及び十七号室、十号棟の四号室、五号室、十一号室から十三号室まで及び二十号室」に改める。

附則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

（建築住宅課）

告示

福島県告示第五百七十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を令和七年九月十六日福島市に招集する。

令和七年九月二日

福島県知事 内堀雅雄

（総務課）

福島県告示第五百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、

当該届出及び法第六条第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を令和七年九月二日から令和八年一月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び田村市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年九月二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイユーエイト船引店 福島県田村市船引町船引字小沢川代八十七番地ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前九時から午後八時まで

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時三十分から午後八時三十分まで

(変更後) 午前六時から午後九時三十分まで

三 変更しようとする年月日

令和七年十月二十日

四 届出年月日

令和七年八月十九日

五 届出をした者

株式会社ダイユーエイト

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年九月二日から令和八年一月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年九月二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

岩瀬書店富久山店 福島県郡山市富久山町八山田字大森新田三十六―一ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社岩瀬書店

代表取締役 加藤 悟

(変更後) 株式会社岩瀬書店

代表取締役 石川 二三久

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社岩瀬書店

代表取締役 加藤 悟

(変更後) 株式会社岩瀬書店

代表取締役 石川 二三久

三 変更した年月日

平成十九年四月十二日

四 届出年月日

令和七年八月十九日

五 届出をした者

株式会社岩瀬書店

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年九月二日から令和八年一月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年九月二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

岩瀬書店富久山店 福島県郡山市富久山町八山田字大森新田三十六―一ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社岩瀬書店

代表取締役 石川 二三久

(変更後) 株式会社岩瀬書店

代表取締役 浅香 祐二

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社岩瀬書店

代表取締役 石川 二三久

(変更後) 株式会社岩瀬書店

代表取締役 浅香 祐二

三 変更した年月日

平成二十二年四月十九日

四 届出年月日

令和七年八月十九日

五 届出をした者

株式会社岩瀬書店

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百八十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年九月二日から令和八年一月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年九月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

岩瀬書店富久山店 福島県郡山市富久山町八山田字大森新田三十六―一ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社岩瀬書店

代表取締役 浅香 祐二

(変更後) 株式会社岩瀬書店

代表取締役 喜田 晃規

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社岩瀬書店

代表取締役 浅香 祐二

(変更後) 株式会社岩瀬書店

代表取締役 喜田 晃規

三 変更した年月日

平成二十五年七月二十三日

四 届出年月日

令和七年八月十九日

五 届出をした者

株式会社岩瀬書店

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百八十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年九月二日から令和八年一月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年九月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

岩瀬書店富久山店 福島県郡山市富久山町八山田字大森新田三十六―一ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社岩瀬書店

代表取締役 喜田 晃規

(変更後) 株式会社岩瀬書店

代表取締役 喜田 隆裕

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社岩瀬書店

代表取締役 喜田 晃規

(変更後) 株式会社岩瀬書店

代表取締役 喜田 隆裕

三 変更した年月日

平成二十六年十月二十八日

四 届出年月日

令和七年八月十九日

五 届出をした者

株式会社岩瀬書店

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百八十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年九月二日から令和八年一月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年九月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

岩瀬書店富久山店 福島県郡山市富久山町八山田字大森新田三十六―一ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社岩瀬書店

代表取締役 呉坪 隆裕

(変更後) 株式会社岩瀬書店

代表取締役 木原 篤

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

公 告

(変更前) 株式会社岩瀬書店

代表取締役 呉坪 隆裕

(変更後) 株式会社岩瀬書店

代表取締役 木原 篤

変更した年月日

平成二十七年十月三十日

届出年月日

令和七年八月十九日

届出をした者

株式会社岩瀬書店

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百八十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年九月二日から令和八年一月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年九月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

岩瀬書店富久山店 福島県郡山市富久山町八山田字大森新田三十六―一 ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社岩瀬書店

代表取締役 木原 篤

(変更後) 株式会社岩瀬書店

代表取締役 若森 稔雄

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社岩瀬書店

代表取締役 木原 篤

(変更後) 株式会社岩瀬書店

代表取締役 若森 稔雄

三 変更した年月日

平成三十年四月二日

届出年月日

令和七年八月十九日

届出をした者

株式会社岩瀬書店

公告第162号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁舎で使用する電気について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和7年9月2日

福島県知事 内堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
福島県庁舎で使用する電気 予定数量4,056,800kWh
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和8年1月1日午前0時から同年12月31日午後12時まで
- (4) 供給場所 福島県庁舎（福島県福島市杉妻町2番16号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (5) 福島県が示す契約電力及び予定使用電力量と同程度の電気供給を令和5年1月1日以降に12か月以上継続して履行した実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- (6) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和7年9月29日（月）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻までに必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県総務部文書管財総室施設管理課
電話024-521-7080

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和7年9月2日（火）から同月29日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに同月15日及び同月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和7年9月9日（火）午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和7年10月15日（水）午前10時
- (2) 場所 福島県庁西庁舎3階 西326会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年

10月14日（火）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）並びに環境価値に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity Supply for use at the Fukushima Prefectural Government Office Building: Planned annual power consumption: 4,056,800 kWh
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 15 October 2025
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 14 October 2025
- (4) Contact point for the notice: Facilities Management Division, Archives and Property Management Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7080

（施設管理課）

公告第百六十三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、令和七年七月から八月までに収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

令和七年九月二日

福島県知事 内堀雅雄

令和7年7月分
(普通肥料)

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析検査		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
副産石灰肥料	キューピーデータ株式会社	50副産石灰	AL	－	－	－	

注

- 1 分析検査の欄及びその他の検査の欄の記載は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。
- 2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 3 主成分の略号は次のとおりである。

AL—アルカリ分

令和7年7月分から8月分まで
(特殊肥料)

特殊肥料 の指定名	生産業者、 輸入業者又 は販売業者	届 出 名 (及び商品名)	検査の結果								備考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCaO (%)	TMgO (%)	TZn (mg/ kg)	C/N	水分 (%)	
堆肥	株式会社ア グリテクノ	ペレット状 発酵鶏糞	5.5	3.5	2.9	12.3	1.0	205	5	13.0	

堆肥	株式会社アノグリテクノ	粉状発酵鶏糞	5.5	3.3	2.8	10.4	1.0	264	5	18.8
くん炭肥料	株式会社絹川建設工業	もみ殻くん炭	0.4	0.2	0.5	—	—	—	—	6.1
堆肥	有限会社サトーフレーム	有機質堆肥	0.8	0.8	1.5	—	—	—	19	61.2

注 主成分の略号は次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCaO—石灰全量、TMgO—苦土全量、TZn—亜鉛全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量
(農業総合センター)

公告第百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和七年九月二日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
只見町土地改良区
退任した役員

役別	氏名	住所
理事	渡部 勇夫	南会津郡只見町大字小川字上村二二三番地
同	山内 喜伸	同 町大字梁取字沖一一九九番地
同	菅家 三雄	同 町大字只見字雨堤一〇五四番地の一
同	新國 ゆかり	同 町大字只見字新町二二〇三番地の一
同	河原田 浩	同 町大字梁取字大田五四六番地
同	馬場 由人	同 町大字梁取字沖一〇七七番地
同	新國 和八	同 町大字只見字原六〇七番地の一
同	新國 真也	同 町大字只見字田中一一七〇番地の一
監事	小沼 一弘	同 町大字只見字原六七六番地の一
同	山内 征久	同 町大字梁取字沖一一四一番地の一
同	鈴木 厚	同 町大字只見字原七一四番地の一
就任した役員		
役別	氏名	住所
理事	渡部 勇夫	南会津郡只見町大字小川字上村二二三番地

同	山内 喜伸	同	町大字梁取字沖一一九番地
同	菅家 三雄	同	町大字只見字雨堤一〇五四番地の二
同	新國 ゆかり	同	町大字只見字新町二二〇三番地の二
同	河原田 浩	同	町大字梁取字大田五四六番地
同	馬場 由人	同	町大字梁取字沖一〇七七番地
同	新國 和八	同	町大字只見字原六〇七番地の二
同	新國 真也	同	町大字只見字田中一一七〇番地の二
同	小沼 一弘	同	町大字只見字原六六七番地の二
同	山内 征久	同	町大字梁取字沖一一四一番地の二
同	鈴木 厚	同	町大字只見字原七一四番地の二

(農村計画課)

公告第百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、会津都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和七年九月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 公聴会の開催日時及び場所
日時 令和七年九月二十九日（月）午後六時三十分から
場所 福島県会津若松合同庁舎新館二階会議室
 - 二 公聴会の案件
会津都市計画道路を変更する案
 - 三 公述人の資格
公述人になることができる者は、会津都市計画区域内の住民に限る。
 - 四 公述人の申出
公述人になろうとする者は、令和七年九月十六日（火）までに、別記様式による公述申出書をその者の居住する市町村又は福島県会津若松建設事務所を経由して知事に提出して申し出るものとする。
 - 五 その他
- 1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。
 - 2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市総室都市計画課、福島県会津若松建設事務所又は会津若松市若しくは会津美里町の都市計画担当課において縦覧に供する。
 - 3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課、2の福島県建設事務所又は2の都市計画担当課に問い合わせること。

別記様式

公 述 申 出 書

令和7年9月2日付け福島県報に登載された「会津都市計画道路を変更する案」に
関し、次のとおり公述を申し出ます。

令和7年 月 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

住 所

氏 名

氏 名

1 意見を述べようとする理由

2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本産業規格
A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

(都市計画課)